別紙４

軽油引取税納入申告書等入力データ作成業務内容

１　委託業務の概要

軽油引取税に係る納入申告書等（紙媒体）について、岩手県税システムに入力するために、後述する仕様に基づき、入力データを作成のうえ、県に納品する。

【軽油引取税納入申告書等の内訳】



２　納入申告書等の引渡し及び返却方法

　〇　納入申告書等とは、上記帳票のことをいう。

〇　納入申告書等は、土、日、祝日及び年末年始の休日を除く平日午前９：00～９：30までの間に盛岡広域振興局県税部（岩手県盛岡市内丸11-1盛岡合同庁舎３階）にて引き渡す。引渡しの際は、県は、入力資料送付表２部（紙媒体。様式は契約後指示する。）と申告書を受託者に引き渡し、受託者は、入力資料送付表１部に引渡日時の記入及び受領印を押印のうえ返却し、１部を保管すること。また、受託者は、申告書の引渡し内容を管理簿（エクセル形式。様式は契約後指示する。）に記載し管理すること。

〇　受託者は、納入申告書等の引渡しを受け、作業場所まで搬送する。

〇　受託者は、搬送した納入申告書等から、作成データ仕様に基づき、データを作成する。

〇　受託者は、納入申告書等の引渡しを受けた日の翌日（土、日、祝日及び年末年始の休日を除く平日）午前９：00～９：30までの間に作成したデータを電子記録媒体（契約後別途指示する。）により県庁税務課（岩手県盛岡市内丸10-1岩手県庁２階）に納品し、併せて納入申告書等を盛岡広域振興局県税部に返却する。

【業務概要図】



３　作成データ仕様

　　別添４のとおり。

４　想定数量

